

邑楽町中央公民館ホール愛称決定投票実施要項

1. 目的

広く公募した愛称案から邑楽町中央公民館ホール愛称選考委員会が絞り込んだ最終候補となる愛称案による決選投票を行い、中央公民館ホールの愛称を決定します。

2. 投票期間

平成30年7月1日～平成30年7月31日

3. 投票資格

次のいずれかに該当する方

- (1) 邑楽町内在住者
- (2) 邑楽町内の事業所等への在勤者
- (3) 中野公民館・長柄公民館・ヤングプラザ・図書館・町民体育館の利用登録者

4. 投票方法

- (1) 所定の投票用紙に①住所②氏名③年齢④連絡先⑤町内在勤の方の場合はその勤務先名、町社会教育施設の利用登録者の場合はその施設名及び団体名（所属していれば）等を記入し、気に入った愛称へ「○」を付けてください。必要事項の記載が無いものは無効となります。
- (2) 投票用紙を直接投票箱へ入れてください。投票が有効となるのは所定の投票用紙のみです。
- (3) 投票は1人1回限りとします。2票以上投票された場合は、全て無効とします。

5. 投票用紙の配布場所及び投票場所

中野公民館・長柄公民館・ヤングプラザ・図書館・町民体育館・邑楽町役場（2階生涯学習課）ほか

※所定の投票用紙は、町ホームページからも印刷可能です。

6. 投票時間

各施設の開館時間

7. 決定方法

投票結果を邑楽町中央公民館建設検討委員会で確認し、最多得票数を獲得した作品をホールの愛称として決定します。なお、最多得票数が同数となった場合、建設検討委員会の協議により決定します。

8. その他

- (1) お預かりした個人情報は、この事業の目的以外には使用しません。ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業等（会社員、高校生等）を報道機関や広報誌等で公表させていただくことがあります。
- (2) 応募状況や審査結果の確認等のお問い合わせにはお答えできません。

9. お問い合わせ先

邑楽町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

0276-47-5043